



県章

山形県公報

平成30年2月6日(火)

第2916号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……69
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……70
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……71
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……72
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定の辞退……………(同) ……73
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……同
- 救急病院の申出の撤回……………(地域医療対策課) ……同
- 救急病院等の告示……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……74
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(置賜総合支庁建設総務課) ……75

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同

公 告

- 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する
公告……………(会計局) ……同

告 示

山形県告示第82号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------------|---------------------|-----------|
| 穂 積 齒 科 医 院 | 山形市香澄町二丁目8番21号 | 平成29.10.1 |

| | | |
|------------------|--------------------|---------|
| 片桐皮膚科医院 | 山形市十日町三丁目1番36号 | 同 11. 1 |
| 調剤薬局マツモトキョシ山形嶋南店 | 山形市嶋南二丁目6番2号 | 同 |
| ふじしま歯科医院 | 鶴岡市藤浪四丁目103番地6 | 同 |
| かがみ薬局東大町店 | 酒田市東大町三丁目38番地6 | 同 |
| あじさい薬局 | 新庄市鉄砲町2番26号 | 同 |
| イオン薬局東根店 | 東根市さくらんぼ駅前三丁目7番15号 | 同 12. 1 |

山形県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年2月6日

山形県知事 吉村美栄子

1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

菅クリニック

東根市三日町四丁目1番30号

(2) 変更の内容

| 指定医療機関の所在地 | | 変更年月日 |
|-------------|----------------|------------|
| 変更前 | 変更後 | |
| 東根市大字東根甲655 | 東根市三日町四丁目1番30号 | 平成27.10.10 |

2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

つちだ子どもクリニック

天童市芳賀タウン南三丁目7番13号

(2) 変更の内容

| 指定医療機関の所在地 | | 変更年月日 |
|----------------------|-------------------|------------|
| 変更前 | 変更後 | |
| 天童市大字芳賀1046番地芳賀78街区8 | 天童市芳賀タウン南三丁目7番13号 | 平成29.11.13 |

3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

福田歯科クリニック

天童市芳賀タウン南三丁目11番3号

(2) 変更の内容

| 指定医療機関の所在地 | | 変更年月日 |
|-----------------------|-------------------|--------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 天童市芳賀土地区画整理事業地内80街区1号 | 天童市芳賀タウン南三丁目11番3号 | 平成29. 11. 13 |

山形県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 穂 積 歯 科 医 院 | 山形市香澄町二丁目8番21号 | 平成29. 9. 30 |
| 片 桐 皮 膚 科 医 院 | 山形市十日町三丁目1番36号 | 同 10. 31 |
| 調剤薬局マツモトキョシ山形嶋南店 | 山形市嶋南二丁目6番2号 | 同 |
| ふ じ し ま 歯 科 医 院 | 鶴岡市藤浪四丁目103番地6 | 同 |
| か が み 薬 局 東 大 町 店 | 酒田市東大町三丁目38番地4 | 同 |
| 医療法人政仁会原田香曾我部医院 | 上市市栄町二丁目6番1号 | 同 |
| わ た な べ 歯 科 医 院 | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝153番地4 | 同 11. 1 |

山形県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 休止年月日 |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 奥 山 医 院 | 西村山郡大江町左沢310番地 | 平成29. 11. 1 |
| ゆ め 咲 薬 局 | 鶴岡市みどり町29番22-1号 | 同 11. 16 |

山形県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 辞退の効力発生年月日 |
|------------|--------------|------------|
| スズキ内科クリニック | 鶴岡市若葉町25番15号 | 平成29.12.12 |

山形県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|--------------------------------|--------------------------|--------------------|-----------|
| ライラック調剤薬局 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 酒田市相生町一丁目6番26号 | 平成29.11.1 |
| 盲特別養護老人ホーム和合荘 指定短期入所生活介護事業所 | 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 | 西村山郡朝日町大字和合422番地1 | 同 11.30 |
| さくら調剤薬局十日町店 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 山形市十日町一丁目2番30号 102 | 平成30.1.15 |

山形県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 廃止年月日 |
|---------------------|--------------------------|----------------|------------|
| かがみ薬局東大町店 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 酒田市東大町三丁目38番地4 | 平成29.10.31 |
| 医療法人政仁会原田香曾我部 医院 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 上山市栄町二丁目6番1号 | 同 |

山形県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関は、その指定を辞退した。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 辞退の効力発生年月日 |
|------------|--------------------------|--------------|------------|
| スズキ内科クリニック | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 鶴岡市若葉町25番15号 | 平成29.12.12 |

山形県告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 施 術 所 の 名 称 | 施 術 所 の 所 在 地 | 指定年月日 |
|-----------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------|
| 沼 澤 敬 | 株式会社フレアス山形事業所 株式会社フレアス河北事業所 | 山形市東山形一丁目2番38号 カーサズズキ103号 西村山郡河北町谷地字月山堂699番地6号 セントラルコーポK103号 | 平成29.11.20 |

山形県告示第91号

次の救急病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があった。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------------------|------------------|
| 医療法人社団山形愛心会庄内余目病院 | 東田川郡庄内町松陽一丁目1番1号 |

山形県告示第92号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称 | 所 在 地 | 認 定 期 間 |
|---------------|------------------|-----------------------------|
| 医療法人徳洲会庄内余目病院 | 東田川郡庄内町松陽一丁目1番1号 | 平成30年2月1日から 平成33年1月31日まで |

山形県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年2月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 東村山郡中山町大字土橋字滝393番2から 同 角地22番66まで | 旧 | 14.0メートル } 5.0 | メートル 407 |
| 同 上 | 新 | 17.5メートル } 7.3 | 同 上 |

山形県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年2月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--------------------------------------|------|--------------------|------------|
| 東村山郡中山町大字小塩字石名坂1094番3から 同 1086番まで | 旧 | 12.6メートル } 10.0 | メートル 59 |
| 同 上 | 新 | 12.6メートル } 12.5 | 同 上 |

山形県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年2月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 東村山郡中山町大字土橋字滝393番2から
同 角地22番66まで
- 3 供用開始の期日 平成30年2月6日

山形県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年2月6日から同月20日まで縦覧に供する。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童寒河江線
- 2 供用開始の区間 東村山郡中山町大字小塩字石名坂1094番3から
同 1086番まで

- 3 供用開始の期日 平成30年2月6日

山形県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年2月6日から同月20日まで縦覧に供する。
平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 赤湯宮内線
2 供用開始の区間 南陽市三間通字後畑596番6から
同 円蔵前355番4まで
3 供用開始の期日 平成30年2月7日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第6号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。
平成30年2月6日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

- 3 身体障害者支援施設の項の表中

「山形県立梓園
山形県立鶴峰園」を「山形県梓園
山形県鶴峰園」に改める。

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成30年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が平成31年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成30年2月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調達する物品等及び特定役務の種類

(1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、その他

(2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、個人用品及び家庭用品の修理のサービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む。）、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、初等教育

サービス、中等教育サービス、高等教育サービス、成人教育サービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス、映画及びビデオテープの配給等のサービス

2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

4 申請の方法

(1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。
また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書及び登記されていないことの証明書

ロ 印鑑証明書

ハ 納税証明書（山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの。）

ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）

ホ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）

ヘ 県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）

ト 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）

チ 契約履行実績一覧表

リ 営業許可・認可証等の写し

ヌ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）

ル 暴力団排除に関する誓約書

ヲ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

5 資格審査及び結果の通知

- (1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。
- (2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成31年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第1項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。